

適合性判定等の手数料の額（令和3年4月1日以降）

1. 当初計画の適合性判定申請 【法第12条第1項、法第13条第2項】

(1) 標準入力法等基準の時

床面積の区分 (㎡)	用途	
	非住宅（工場等を除く）	工場等
300 未満	224,000 円	23,000 円
300 以上 1,000 未満	276,000 円	30,000 円
1,000 以上 2,000 未満	357,000 円	42,000 円
2,000 以上 5,000 未満	509,000 円	99,000 円
5,000 以上 10,000 未満	627,000 円	146,000 円
10,000 以上 25,000 未満	729,000 円	178,000 円
25,000 以上	831,000 円	220,000 円

(2) モデル建物法基準の時

床面積の区分 (㎡)	用途	
	非住宅（工場等を除く）	工場等
300 未満	86,000 円	19,000 円
300 以上 1,000 未満	108,000 円	26,000 円
1,000 以上 2,000 未満	142,000 円	37,000 円
2,000 以上 5,000 未満	229,000 円	92,000 円
5,000 以上 10,000 未満	299,000 円	139,000 円
10,000 以上 25,000 未満	353,000 円	170,000 円
25,000 以上	415,000 円	211,000 円

※床面積とは政令第4条第1項に規定する床面積をいう。

[政令第4条第1項]

法第11条第1項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切り壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に解放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものの床面積を除く。第13条を除き、以下同じ。）の合計が2,000㎡以上であることとする。

※工場等とは以下のものをいう。

- ・工場
- ・倉庫
- ・データセンター
- ・卸売市場

- ・火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- ・水産物の増殖場若しくは養殖場
- ・その他これらに類する用途

2. 変更計画の適合性判定申請 【法第12条第2項、法第13条第3項】

変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計を手数料算定床面積とし、1.の区分より手数料を算定する。

例) 基準がモデル建物法基準。用途が事務所。変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）が1,000㎡で、床面積の増加に係る部分が500㎡の時。

(算定式) $1000/2+500=1500$ ㎡ よって、手数料は142,000円となる。

3. 軽微変更該当証明申請 【要綱第3条第3項】

2. と同様とする。

4. 複数用途建築物における手数料の額

工場等用途の床面積により算定した手数料と、工場等を除く非住宅用途の床面積により算定した手数料を合算した手数料を複数用途建築物における手数料とする。ただし、工場等用途の床面積及び工場等用途を除く非住宅用途の床面積の合計により算定した手数料を上限とする。

例) 基準がモデル建物法基準。4,000㎡の複数用途建築物（工場等用途が2,000㎡、事務所用途が2,000㎡）の時。

①それぞれの用途ごとに手数料を算定し、合算する。

工場等用途に係る手数料→92,000円

事務所用途に係る手数料→229,000円

計 92,000円+229,000円=321,000円

②全体の床面積（工場等用途の床面積と工場等用途を除く非住宅用途の床面積の合計）により手数料を算定する。

全体の床面積に係る手数料→229,000円

③ ①と②を比較し、小さい方を採用する。

よって、手数料は229,000円となる。

適合性判定対象建築物完了検査申請加算手数料（令和3年4月1日～）

床面積の区分(m ²)	用途	
	非住宅(工場等を除く)	工場等
300未満	10,000円	手数料無し
300以上, 1,000未満	16,000円	
1,000以上, 2,000未満	26,000円	
2,000以上, 5,000未満	78,000円	
5,000以上, 10,000未満	124,000円	
10,000以上, 25,000未満	153,000円	
25,000以上	192,000円	